

第6期 雲南市農業委員会第36回総会議事録

1. 日 時 令和2年6月26日（金） 13:30～15:00

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（16名）

1 番 錦織 邦男	2 番 高田 耕	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武
5 番 神田 邦昭	6 番 小山 益男	7 番 山本 裕子	10 番 三原 治雄
11 番 吾郷 正司	12 番 高橋美佐子	13 番 橋本 博	14 番 三島 輝昭
15 番 柳原 昌広	16 番 嘉本 輝雄	17 番 山本 博子	19 番 加藤 一郎

4. 欠席委員（3名）

8 番 吉廣 丈晴 9 番 佐藤 博子 18 番 内部 武雄

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第247号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第248号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出について
- ・議第249号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第250号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第251号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第252号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について
- ・議第253号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第254号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第255号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第256号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第257号 雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示について
- ・議第258号 雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱の一部を改正する告示について

7. 傍 聴 1 名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第36回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、17番山本博子委員、1番錦織邦男委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定 ・ 第7期雲南市農業委員会・第1回総会（初会）開催日
議 長	以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第247号雲南市都市計画審議会委員の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。議第247号雲南市都市計画審議会委員の選出についてであります。また、本日お配りしております、資料No.1の第6期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。 現在、雲南市都市計画審議会委員には、加藤会長にお出かけいただいております。任期は、令和2年7月8日までとなっております。 今後の任期は、農業委員の任期に合わせることとし、令和2年7月9日から令和2年7月19日までであります。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。
3 番	3番竹内です。先日、運営委員会でご協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別

発信者	議 事 録 要 旨
	の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程、事務局から現在の委員の加藤会長の名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありました。質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので、討論を省略いたします。お諮りいたします。議第247号雲南市都市計画審議会委員の選出については、現在の委員の、わたくし加藤一郎を提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第247号雲南市都市計画審議会委員の選出については、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。
議 長	次に、議第248号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページと9ページをご覧ください。議第248号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出についてであります。
	雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱第2条の規定に基づき、5月に開催した第35回総会の際に選出していただいた、推進委員候補者を選考するための選考委員6名による選考委員会において、推進委員の推薦を受けた者及び募集に応募した者の選考を行った結果、資料下記のとおり推進委員候補者37名を選出するものです。 なお、この選考委員会での審査の状況や選考内容等については、法令上原則非公開となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。 以上、ご審議につきまして、よろしくお願いいたします。
議 長	ここで、先般選考委員会において、選考を行われた結果について、選考委員長よりご報告をお願いします。
16番	16番嘉本です。さきほど、事務局より説明がありましたとおり、6人の選考委員によりまして、先般、選考委員会を開催いたしました。
	推進委員の推薦を受けた者及び募集に応募した者は、38名いらっしゃいましたが、経歴等の書類審査など適当と認める方法により慎重審議した結果、定数の37名を選考いたしました。それでは37名の名前を申し上げますが、町名の後に推薦又は応募の区域番号別に定数並びに氏名を報告いたします。なお、区域の詳細については、資料の方をご覧くださいながら、ご確認ください。
	初めに、大東町です。
	大東町、区域番号1番、定数2名で、錦織悦雄さん、藤原浩二さん。2番定数2名で、青戸良房さん、佐々木協さん。3番定数2名で、森山健二さん、小川和夫さん。4番定数2名で、錦織保夫さん、岡田伸さん。5番定数1名で、福岡敏さん。6番定数2名で、藤原利夫さん、石橋壽幸さん。7番定数2名で、安井恭治さん、石倉和幸さん。以上が大東

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	町で、合計１３名でございます。 次に、加茂町８番定数１名で、濱村享さん。９番定数１名で、熱田保政さん。１０番定数１名で、広野仁司さん。１１番定数１名で、日野一夫さん。１２番定数１名で、中林博さん。以上が加茂町で、合計５名でございます。 次に、木次町１３番定数２名で、嘉本啓吉さん、松本勝さん。１４番定数２名で、周藤靖之さん、難波朗公さん。１５番定数２名で、松原利廣さん、鳥屋耕次さん。以上が木次町で、合計６名でございます。 次に、三刀屋町１６番定数３名で、白築美雄さん、片寄健治さん、渡部洋一さん。１７番定数２名で、太田明美さん、谷戸茂さん。１８番定数２名で、高尾茂通さん、朝山昇さん。以上が三刀屋町で、合計７名でございます。 次に、吉田町１９番定数２名で、板垣安夫さん、松原光春さん。２０番定数１名で、伊藤山人さん。以上が吉田町で、合計３名でございます。 次に、掛合町２１番定数１名で、岡田稔さん。２２番定数１名で、杉山圭さん。２３番定数１名で、本間勇作さん。以上が掛合町で、合計３名でございます。 以上のとおり、３７名を選考いたしましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。
	ただ今、事務局並びに選考委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
	無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので、討論を省略いたします。お諮りいたします。議第２４８号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出については、提案のとおり推進委員候補者として選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
	異議なしと認めます。よって、議第２４８号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の選出については、提案のとおり選出することに決定いたしました。
	それではここで、次の議案に入ります前に、議案審議をいったん中断させていただきますので、よろしくお願いいたします。 ・・・(議案審議中断し、議第２４８号と関連で、その他事項の農地利用最適化推進委員候補者の第７期農業委員会への申し送り等について、を協議及び説明)・・・
	議案審議を再開します。次に、議第２４９号農地法第２条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 事務局 議案書１０ページ、議第２４９号農地法第２条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。１１ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号１番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況荒廃農地で面積は５８２㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、相当以前より耕作しておらず、雑木及び竹が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	令和2年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。 以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (確認委員、補足説明なし)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第249号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第249号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第250号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12ページ、議第250号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。 今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区と〇〇町〇〇地区です。 番号1番～2番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、関係者は1名で合計面積は1,172㎡です。令和2年6月2日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 番号3番～8番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆、畑が1筆、関係者は1名で合計面積は5,184㎡です。令和2年6月3日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 すべての地区の合計は、地目が田7筆、畑1筆の合計8筆、関係者は2名で合計面積は6,356㎡です。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。 以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (確認委員、補足説明なし)
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第250号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第250号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第251号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書14ページ、議第251号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。3件の申請が出ております。 議案書は15ページからご覧ください。図面は資料9ページからご覧ください。 申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は437㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。 申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。 譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認は〇〇推進委員さんです。 申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿現況ともに畑が3筆で、合計面積は719㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。 譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんで、申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。 申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△外11筆。地目は登記簿現況ともに田が12筆で、合計面積は15,055㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。 譲受人は娘さんの△△△△さん。申請事由は、申請地を借り受け、農業経営を主宰する。ということです。確認は〇〇推進委員さんです。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。 議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 議 長 (確認委員、補足説明なし) 議 長 ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 2 番 2番〇〇です。申請番号1番・2番、無償移転ですが、どういう関係があるんでしょうか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	事務局わかりますでしょうか。はい、説明を願います。 1 番の□□氏の方で耕作・管理ができないということで、それであれば△△氏の方で作らしようということになりました。これにより今回無償移転ということになった。 続きまして、2 番の方ですが、申請事由にもありましており、この農地の所有者が○ ○町にお住いで自分が行って耕作することができないということで、誰か作ってくれない かということで探しておられ、この△△氏は申請地の近隣にお住いということで、□□氏 が困っていらっしやいましたので、△△氏の方からそれであればわたくしが作りましよう ということになりました。これにより今回無償移転ということになった。
議 長 事務局	別に親戚とかということではないですね。 親戚ではありません。
議 長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 5 1 号農地法第 3 条の規定による許可申 請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 2 5 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請につい ては、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長 事務局	次に、議第 2 5 2 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得下限面積別段の面 積の設定について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書 1 7 ページ、議第 2 5 2 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得下限 面積別段の面積の設定についてを説明します。議案書は 1 8 ページ、資料は 2 2 ページか らご覧ください。 議案上程の理由は、空き家付き農地について指定追加の事案が発生したため、先月（令 和 2 年 5 月 2 2 日）の総会で審議していただき告示した内容を変更するためです。 議案書 1 8 ページの別表 2 をご覧ください。指定追加になるものは太文字下線表示とな る 2 筆となります。指定追加に係る農地は資料 2 3 ページから 2 6 ページをご覧ください。 これにより、空き家付き農地は変更前の 8 物件 2 7 筆から 9 物件 2 9 筆に変更となり ます。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しておりま す。以上について、ご審議よろしく願います。
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 5 2 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定 による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異 議ございませんか。 (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	異議なしと認めます。よって、議第252号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、本来ですと、議第253号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とすべきところではありますが、議第253号農地法第4条の規定による許可申請についての申請番号1番と議第254号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、関連する案件でございますので、初めに、議第253号の番号1番を除く案件についてを審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。 (無しの声あり)
議 長	ご異議なしということですので、議第253号の番号1番を除く案件についてを審議します。事務局はそうように説明をお願いします。
事務局	議案書19ページ、議第253号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番を除く提出のあった案件について説明をいたします。20ページをご覧ください。図面は、34ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△。地目は登記簿畑、現況雑種地で申請面積は、177㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場及び宅地拡張で軽自動車2台分を整備されます。転用理由は、家をリフォームするにあたって申請地を庭の一部と駐車場に利用したい。とのことです。 始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和58年ごろより宅地の一部と駐車場に利用してしまった。とのことです。 農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。 許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。 申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は390㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農業用倉庫及び駐車場で普通自動車4台分を整備されます。転用理由は、農業用倉庫を建築し、併せて来客用駐車場を整備したい。とのことです。このうち、農業用倉庫につきましては、平成22年に農業用施設届が提出されています。農用地区域外で確認は〇〇委員と〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。 申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は1729㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は植林で杉200本を植えられます。転用理由は、労力不足により耕作できないため、申請地に杉を植林し管理したい。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員と〇〇推進委員さんです。 農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。 以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
16番 議長	はい。
16番	はい。どうぞ。 16番〇〇です。申請番号2番の〇〇町〇〇の件でございますが、始末書が出ておりますので、読ませていただきます。
議長	この度、農地法第4条の許可申請を行うにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、昭和58年頃より宅地の一部駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりまして。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。以上でございます。
1番	他に補足説明はございませんか。
議長	はい。
1番	はい。どうぞ。
1番	1番〇〇です。申請番号3番と4番、関連しておりますので、1,000㎡以上ということで説明させていただきたいと思います。 まず3番ですけれども、農業用倉庫及び駐車場ということで、図面39ページ40ページ以降計画書計画図等ありますけれども、39ページの図面を見ますと申請地の中に既に建っているような表示がされております。 写真等を見ますと確かに建っていますが、これにつきましてはさきほど事務局の方から説明がありましたように、過去に農用地区域の用途変更・届出を済ませておられます。今回来客用の駐車場と農業以外の案件と同時に出来ることで4条の申請を出されるということでございます。 それから植林ですけれども41ページ・43ページです。2m間隔で、この図面は一部しか書いてないですけれども全体に木を植えるということになりますけれども、誤解のないようにお願いします。 周辺の農地は本人以外はございませんので、植林によって陽が当たらないとかそういった問題は想定されません。以上です。
議長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論を終わります。お諮りいたします。議第253号農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番以外の案件は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第253号農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番以外の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	次に、議第253号農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番と議第254号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを併せて審議します。事務局はそうように説明をお願いします。事務局より説明を求めます。 はじめに、議第254号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。 議案書23ページの申請番号1番をご覧ください。資料は28ページとなります。 申請地の〇〇町〇〇△△-△～△の6筆は、平成29年8月総会において、現所有者の□□□さんが店舗建設のため前所有者から5条による所有権移転を申請され、許可されております。 その後、所有権は移転されましたが、当初予定していた美容室の事業拡大が見込めないため、転用目的を住宅・車庫・事務所に変更したいということで、今回事業計画の変更が申請されております。変更後の計画の詳細については、議第253号農地法第4条の規定による許可申請についての申請番号1番に記載されておりますので、ご確認ください。よろしく願いいたします。 続きまして、議第253号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件について説明をいたします。20ページをご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△ほか5筆。地目はすべて登記簿・現況ともに畑で申請面積は合計1,053㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は個人住宅、車庫及び事務所で、居宅1棟117.93㎡、車庫1棟49.48㎡、事務所1棟91.73㎡を建築されます。転用理由は、現在の住居が老朽化し、また狭くなったため、申請地に車庫と併せ居宅を新築したい。さらに経営する店舗の事務所も併せて新築したい。とのこと。第3種農地で確認は〇〇委員と〇〇推進委員さんです。 農用地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。 以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
6 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
6 番	6番〇〇です。この案件につきましては事務局からも説明がありまして、以前にも転用許可がされておりました、美容室に対するということでききほどもありましたように変更されて、1,000㎡を超えていまして今回も〇〇推進委員さんと二人で確認をしました。 今回事業計画の変更ということでやもうを得ないと判断しました。よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
2 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
2 番	2番〇〇です。事務所は91㎡、何をやっている人なんでしょうか。何の事務所なんで

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	しょうか。 □□さんは、事務所として〇〇町内の〇〇美容院と〇〇美容室と〇〇町で福祉施設を営んでおられて、その事業の事務所を作りたいということです。
2 番	わかりました。
議 長	他に質疑はございませんか。
4 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
4 番	4 番です。2 3 ページ、所有権移転となっておりますが、わかりかねます。
議 長	事務局わかりますでしょうか。はい、説明を願います。
事務局	5 条はそもそもが所有権を移転するという計画であったものを変更したということで今回申請をされたものでしたので、前回の所有権移転というものがそのまま残ってしまったものでございます。今回他の方へ所有権が移転するものではございません。
議 長	他に質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 2 5 3 号の番号 1 番は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。議第 2 5 3 号の番号 1 番は申請のとおり許可することに、また、議第 2 5 4 号は申請のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 2 5 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番は申請のとおり許可することに、議第 2 5 4 号農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに、決定いたしました。
議 長	次に、議第 2 5 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 4 ページ、議第 2 5 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを説明します。3 件の申請が出ております。議案書 2 5 ページをご覧ください。資料は 4 7 ページからご覧ください。 申請番号 1 番。〇〇町〇〇△△-△外 1 筆。地目は登記簿は 2 筆とも田で、現況は田が 1 筆に山林が 1 筆で、面積は合計 5 3 7 m²です。 権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇の△△△△会社さんです。 転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル 3 5 2 枚を設置されます。 転用事由は、申請地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。ということです。 土地代は 1 0 アール当たり 2 1, 6 0 0 円。確認は〇〇推進委員さんです。 農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 3 番 議 長 1 3 番	許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。 申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿は田で現況が畑、面積は851㎡です。 権利の種別は賃貸借で、令和2年7月20日までの一時転用です。貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△株式会社さんです。 転用目的は、仮駐車場で、転用事由は、近隣の店舗新築工事に伴う工事関係者の車両駐車場が不足しているため、仮駐車場として使用する。ということです。始末書が出されており、農地法の知識不足から令和2年4月末より無断で転用借地をしてしまった。ということです。 賃借料は10アール当たり月額23,500円。確認は〇〇委員さんです。 都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地は原則転用可能となっております。 申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿は田で現況は雑種地、面積は1,643㎡です。 権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇の△△△△さんです。 転用目的は、病院で、転用事由は、申請地を借り受け、個人医院を新築する。ということです。貸付人より始末書が出されており、平成23年に相続した時には資材置き場として利用されており、確認しないまま転用済だと判断して平成28年から貸駐車場として使用してしまっていた。ということです。 土地代は10アールあたり年額144万円。確認は〇〇委員さんです。 都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、申請番号2番と同様の理由から、原則転用可能な第3種農地と判断いたしました。 以上について、ご審議よろしく申し上げます。 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 はい。 はい。どうぞ。 13番〇〇です。2件の始末書が出ておりまして、最初の□□さんの件について読み上げさせていただきます。 〇〇市〇〇町〇〇△△-△、地目は田ということで、令和2年4月30日より近隣〇〇店・店舗の建設工事のため工事車両の駐車場が不足し、転用許可なく借地使用してありました。農地転用許可申請が事後となることを深くお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないように誓約します。 もう1件でありますけれども、この度第5条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、以前より埋め立て造成され、現場事務所の資材置き場として利用されており、平成23年相続し自己所有地となりました。現場状況から転用済みだと判断し、平成28年より貸駐車場としておりました。本来なら農地法の許可を

発信者	議 事 録 要 旨
	得て工事の着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工してしまいました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。ということで、2件とも業者さんということで、もう少し厳しい体制で臨んでほしいということを思いまして、以上よろしくお願いします。
議 長	はい、他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	さきほど言われるように、業者からはかなりの案件があつて困ったものではあります、委員の思いはわかります。もっと厳しく当たるべきとの思いはわかりますが、投げておられるよりこういった実態に合わせて、始末書を添付してでも実態に合わせて提出されるほうがいいのではないかという思いも一方ではございます。出されないのが一番困るが、委員の思いというものは、よくわかります。
議 長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第255号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第255号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書26ページ、議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明します。議案書27ページをご覧ください。今回は設定件数5件。内訳は〇〇町5件となります。借り受け戸数は2戸となっております。 中間管理機構が借り受けるものは、議案書28ページの番号1番となります。 転貸予定先は、農事組合法人□□さんです。 全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。 以上について、ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。今回は、〇〇町のみであります、あの時計で、14時45分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。 ・・・ (休憩) ・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、〇〇町より発表してい

発信者	議 事 録 要 旨
10番	たきます。よろしくお願いします。 10番〇〇です。いずれも新規で、法人が作られるということで、妥当と判断いたしましたので、よろしくお願いします。
議 長	ただ今、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第256号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、議第257号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書31ページ、議第257号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示についてを説明します。 32ページに改正文を載せておりますが、新旧対照表の方が分かりやすいですので、33ページをご覧ください。 今回の改正箇所ですが、新旧対照表のとおり第8条に評価委員会の会長印の項目を追加するものです。改正を行う理由ですが、評価委員会の会長印を定めていませんでしたのでそれを定めるものです。 なお、告示日と施行予定日は、令和2年6月26日、本日付けを予定していますが、平成29年4月1日から告示日の前日、すなわち昨日までは附則の方で遡及対応させていたきたいと思います。ご審議についてよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第257号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第257号雲南市農業委員会の委員に関する評価委員会要綱の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することに決定いたしました。
議 長	次に、議第258号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	議案書３４ページ、議第２５８号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱の一部を改正する告示についてを説明します。 ３５ページに改正文を載せておりますが、新旧対照表の方が分かりやすいですので、３６ページをご覧ください。 今回の改正箇所ですが、新旧対照表のとおり第８条に選考委員会の委員長印の項目を追加するものです。改正を行う理由ですが、選考委員会の委員長印を定めていませんでしたのでそれを定めるものです。 なお、告示日と施行予定日は、令和２年６月２６日、本日付けを予定していますが、平成２９年４月１日から告示日の前日、すなわち昨日までは附則の方で遡及対応させていただきたいと思います。ご審議についてよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 （無しの声あり）
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 （無しの声あり）
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第２５８号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 （無しの声あり）
議 長	異議なしと認めます。よって、議第２５８号雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する選考委員会要綱の一部を改正する告示については、提案のとおり制定することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。（１５：００終了）

9. その他事項等

○その他事項について

- (1) 農地利用最適化推進委員候補者の第7期農業委員会への申し送り等について
(資料No.2)
- (2) 雲南市農業委員会委員として議会同意を得た人について (資料No.3)
- (3) その他

※第37回総会開催日程等について

- (1) 日 時：令和2年7月16日(木) 午後1時30分
- (2) 場 所：市役所5階・全員協議会室

○感謝状贈呈式

- (1) 日 時：令和2年7月16日(木) 総会終了後、午後3時30分予定
- (2) 場 所：市役所5階・全員協議会室
- (3) 内 容：市長より退任委員感謝状贈呈及び会長より退任推進委員感謝状贈呈

●退任農業委員及び退任推進委員送別会並びに意見交換会について

- (1) 日 時：令和2年7月16日(木) 午後5時30分～(予定)
- (2) 場 所：国民宿舎 清嵐荘(送迎バスあり)
- (3) 会 費：5,800円(当日お支払いください。一部助成予定)
- (4) 出席予定者
 - ・退任農業委員(8名)
 - ・退任推進委員(3名)
 - ・農業委員(11名)
 - ・市長、農林振興部長、農林振興部次長
 - ・事務局
- (5) ①出欠、②送迎バスの利用、を下記期限までに事務局へご報告ください。

令和2年7月8日(水)※期限厳守

※それでは、これにて全ての日程を終了いたします。お疲れ様でございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____